荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1「ドライバーの労働時間のルール違反」（過労運転防止措置義務違反）

労働時間の主なルール（平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号）

拘束時間（始業から終業までの時間）	・1日　原則13時間以内 最大16時間以内（15時間超えは1週間2回以内） ・1か月　293時間以内
休息期間（勤務と次の勤務の間の自由な時間）	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

2「道路法（車両制限令）違反」（車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行）

3「道路交通法違反」（過積載運行、速度超過等）

新たな荷主勧告制度の概要

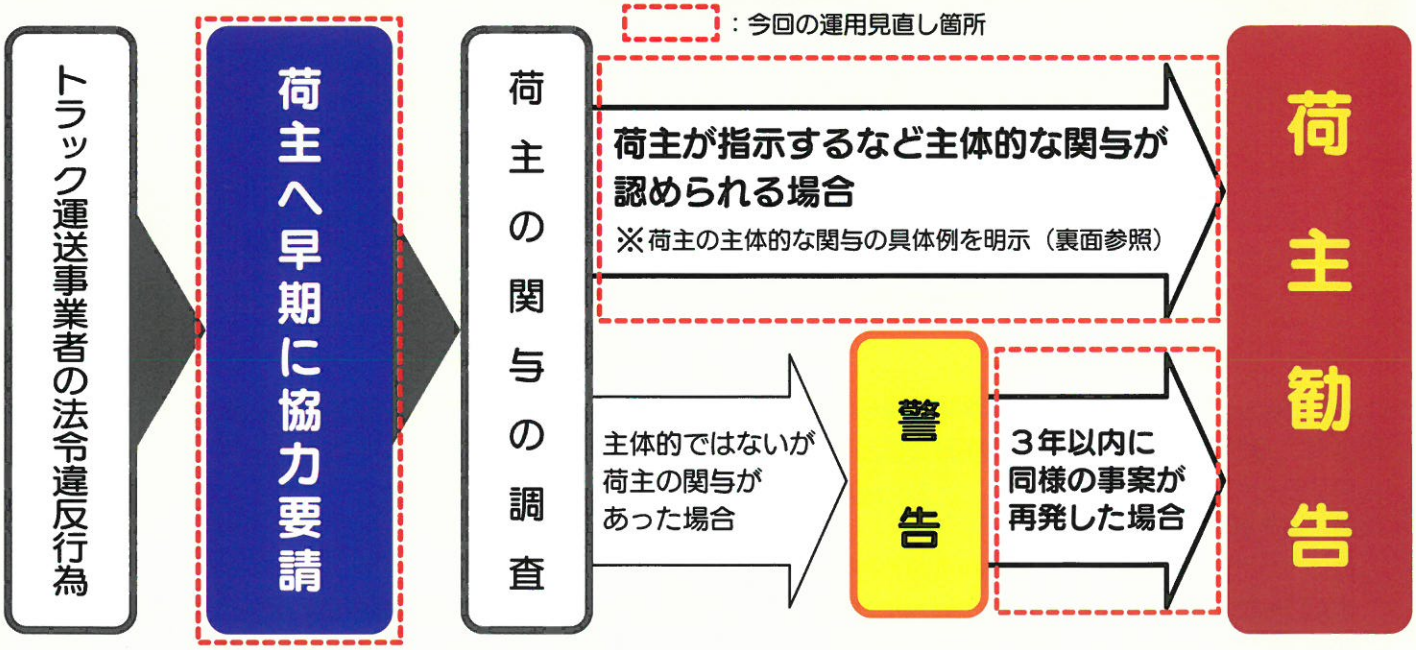

国土交通省　公益社団法人 全日本トラック協会　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関